一般財団法人 似鳥財団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人似鳥財団(以下「当財団」という。)定款第12条及び第25条の規程に基づき、常勤及びこれに準ずる役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬の意義)

第2条 この規程における役員等の報酬とは、当財団が役員等に対し、役員等の職務執行の 対価として支払うものをいう。

(決定機関)

- 第3条 代表理事は、理事会の同意並びに評議員会の承認を得て、役員等に報酬を支給する。 (決定基準)
- 第4条 役員等の報酬は、理事会の同意並びに評議員会が承認した報酬総額の限度内で、経 営内容、世間水準、責任の度合等を考慮して、評議員会が定める。

(役員等報酬の支払と控除)

- 第5条 役員等の報酬は、役員等の職務執行時(役員等会議出席、監査業務など)にのみ 勤務日ごとに現金にて支給する。
 - 2 所得税は、報酬から控除して支給する。

(報酬基準)

第6条 役員等報酬額は職務執行時に1人、1日あたり50,000円(税抜)を上限とし1人あたり年間500,000円(税抜)を上限とする。

(報酬の改訂)

第7条 役員等の報酬の改訂は、原則として役員等改選時に検討する。

(補則)

第8条 この規程で定めるもののほか、その他必要な事項は評議員会が定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。